

建築物・工作物の解体等工事 石綿の規制

資源環境部 環境政策課 生活環境保全係

◎石綿(アスベスト)の規制

平成18年9月から、石綿及び石綿をその重量の0.1%を超えて含有するすべての製品の製造、輸入、譲渡、提供、使用等が禁止されました。

(一部、代替化が困難な製品で禁止措置が猶予されていた製品については平成 24 年3月から)

◎解体等工事の石綿事前調査

すべての建築物・工作物の解体等(改修作業を含む)を行う前に元請業者又は自主施工者は、石綿含有建材等の有無の調査を行う必要があります。

建築物については令和5年10月から、工作物については令和8年1月から、原則、以下に該当する者による事前調査が義務化されました。*平成 18 年9月1日以降に着工した建築物等を除く

区分	対象	事前調査の資格
建築物	戸建て 共同住宅 ビル など	一般建築物石綿含有建材調査者 特定建築物石綿含有建材調査者 一戸建て等石綿含有建材調査者 (一戸建て等石綿含有建材調査者は、一戸建て住宅及び共同住宅の住戸の内側に限る。) 日本アスベスト調査診断協会に登録された者 (令和5年9月までに登録された者)
特定工作物 (厚生労働大臣 及び環境大臣が 定める工作物)	・反応槽 ・加熱炉 ・ボイラー及び圧力容器 ・配管設備 (建築物に設ける給水設備、排水設備、換気設備、暖房設備、冷房設備、排煙設備等の建築設備を除く) ・焼却設備 ・貯蔵設備 (穀物を貯蔵するための設備を除く) ・発電設備 (太陽光発電設備及び風力発電設備を除く) ・変電設備 ・配電設備 ・送電設備(ケーブル含む)	工作物石綿事前調査者
その他の 工作物	上記以外の工作物 *塗料その他の石綿等が使用されているおそれのある材料の除去等の作業に限る	工作物石綿事前調査者 一般建築物石綿含有建材調査者 特定建築物石綿含有建材調査者 日本アスベスト調査診断協会に登録された者 (令和5年9月までに登録された者)

◎事前調査の結果

事前調査を行った元請業者又は自主施工者は、石綿の使用の有無にかかわらず、以下の事項を行わなくてはなりません。

(1)発注者への説明

発注者に対し、事前調査の結果を書面を交付して説明

(2)記録の作成

事前調査に関する記録を作成し、解体等工事が終了した日から3年間保存

(3)現場備え置き

事前調査に関する記録を当該解体等工事の現場に備え置く

(4)掲示

当該解体等工事の現場の公衆の見やすい場所に事前調査の結果を掲示



◎事前調査の結果報告

大気汚染防止法に基づき、元請業者又は自主施工者は、事前調査結果を遅滞なく都道府県等に報告する必要があります。同様に、石綿障害予防規則に基づき、所管の労働基準監督署への報告も必要となっています。

(1)報告が必要な工事（大気汚染防止法施行規則第16条の11）

- ①建築物の解体工事(解体作業対象の床面積の合計80㎡以上)
- ②建築物の改修工事(請負代金の合計額100万円以上(税込))
- ③特定工作物の解体・改修工事(請負代金の合計額100万円以上(税込))

(2)石綿事前調査結果報告システム

原則、オンラインシステムを用いて報告を行います。システムでは、大気汚染防止法及び石綿障害予防規則に基づく報告を同時に行うことができます。

報告内容は、調査対象の建築物その他工作物の概要、解体等工事の期間、建築材料の種類及び特定建築材料に該当するか否か(該当しないと判断した場合はその根拠、調査者等の氏名及び調査者等であることを明らかにする事項等)等があります。

* システムを利用できない場合は、紙様式による報告も可能ですが、大気汚染防止法の報告書は板橋区役所環境政策課に提出、石綿障害予防規則の報告書は池袋労働基準監督署に提出することになります。

* 石綿事前調査結果報告システム (<https://www.ishiwata-houkoku.mhlw.go.jp/shinsei/>)

石綿関連情報

● 石綿総合情報ポータルサイト（厚生労働省）

<https://www.ishiwata.mhlw.go.jp/>

● 建築物等の解体等に係る石綿ばく露防止及び石綿飛散漏えい防止対策徹底マニュアル（環境省）

https://www.env.go.jp/air/asbestos/post_71.html

発注者への説明書面や掲示の様式も掲載されています

● 東京都アスベスト情報サイト（東京都）

https://www.kankyo.metro.tokyo.lg.jp/air/air_pollution/emission_control/asbestos/

石綿に関連するサイトの紹介や各種リーフレットが掲載されています

◎石綿含有建築物等の解体等工事の届出

大気汚染防止法に基づき、「吹付け石綿」「石綿を含有する断熱材・保温材・耐火被覆材」が使用されている建築物その他の工作物を解体・改造・補修する作業については、届出が必要になります。また、東京都環境確保条例に基づき、粉じんの飛散防止方法、石綿濃度の測定等計画書の届出も必要になります。法・条例ともに、板橋区役所環境政策課で受付します。

法令に基づく届出一覧

規 模 等		規 模 要 件		大気汚染防止法	環境確保条例
施 設	材 料	建築物の延べ面積又は工作物の築造面積	吹付け石綿の使用面積	特定粉じん排出等作業の実施の届出 (様式第3の4)	飛散防止方法等計画の届出 (第35号様式)
		建築物 その他の工作物	吹付け材		
500㎡未満	15㎡以上			○	○
	15㎡未満		○	—	
保温材等	500㎡以上		(区分なし)	○	○
	500㎡未満		(区分なし)	○	—
	成形板等		(区分なし)	(区分なし)	—

<届出に際しての留意事項>

- 届出対象の特定粉じん排出等作業開始日の14日前までに、正・副2部提出してください。
- 環境確保条例に基づく届出は、大気汚染防止法の届出と同時に提出してください。
- 解体等工事の元請業者・自主施工者は石綿使用の有無について事前調査し、元請業者は発注者へ調査結果を書面で説明してください。
- 特定粉じん排出等作業実施の届出および石綿飛散防止方法等計画の届出義務者は工事の発注者又は自主施工者です。
- 押印は不要です。

罰則規定

元請け業者 自主施工者 下請負人 発注者

大気汚染防止法

(拘禁刑や罰金に処せられる場合があります)

- 計画変更命令・作業基準適合命令等に違反したとき
- 届出対象工事の届出をしなかったとき、又は虚偽の届出をしたとき
- 吹付け石綿、石綿含有断熱材等の作業について、法に定める方法により行わなかったとき(作業基準適合命令を介さずに直接罰則が適用)
- 事前調査結果を都道府県に報告しなかったとき、又は虚偽の報告をしたとき
- 特定粉じん排出等作業方法、事前調査結果等、都道府県による報告の求めに応じないとき、若しくは虚偽の報告をし、または職員の立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき

東京都環境確保条例

(拘禁刑や罰金に処せられる場合があります)

- 作業方法の改善命令に違反したとき
- 飛散防止方法等計画の届出をしなかったとき、又は虚偽の届出をしたとき

◎板橋区建築物の解体工事等に係る生活環境保全指導要綱(区要綱)

この要綱は、建築物・工作物の解体、補修工事等が及ぼす周辺への影響を鑑み、工事に係る指導事項を定めることにより、良好な近隣関係の構築を促進し、もって区民等の生活環境の保全に資することを目的とするものです。

(1)近隣住民等への周知の責務を負う対象者

元請業者又は自主施工者が対象になります。

(2)周辺環境への配慮

元請業者、自主施工者等は、解体、補修等工事から発生する騒音、振動、粉じん等により、周辺の生活環境が損なわれることのないよう、措置を講じるよう努めてください。

◎問い合わせ先一覧

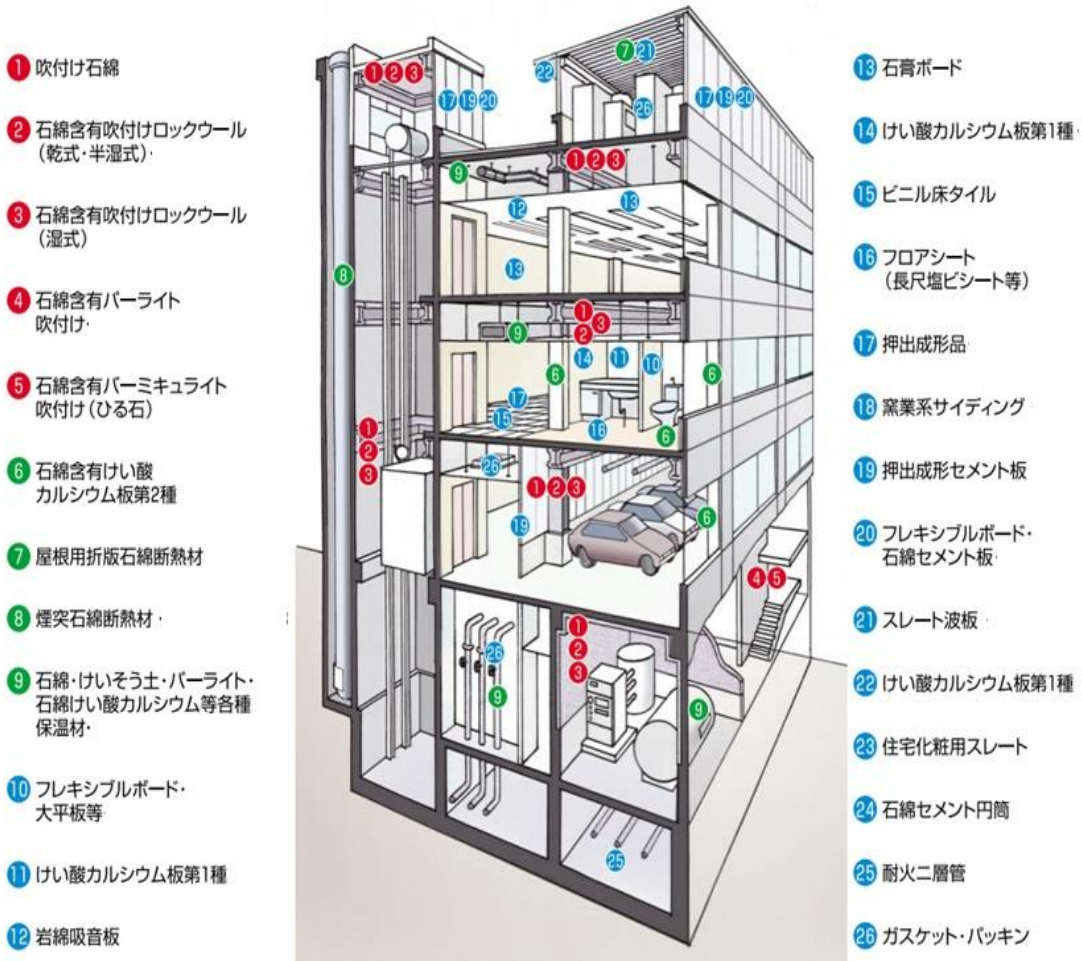
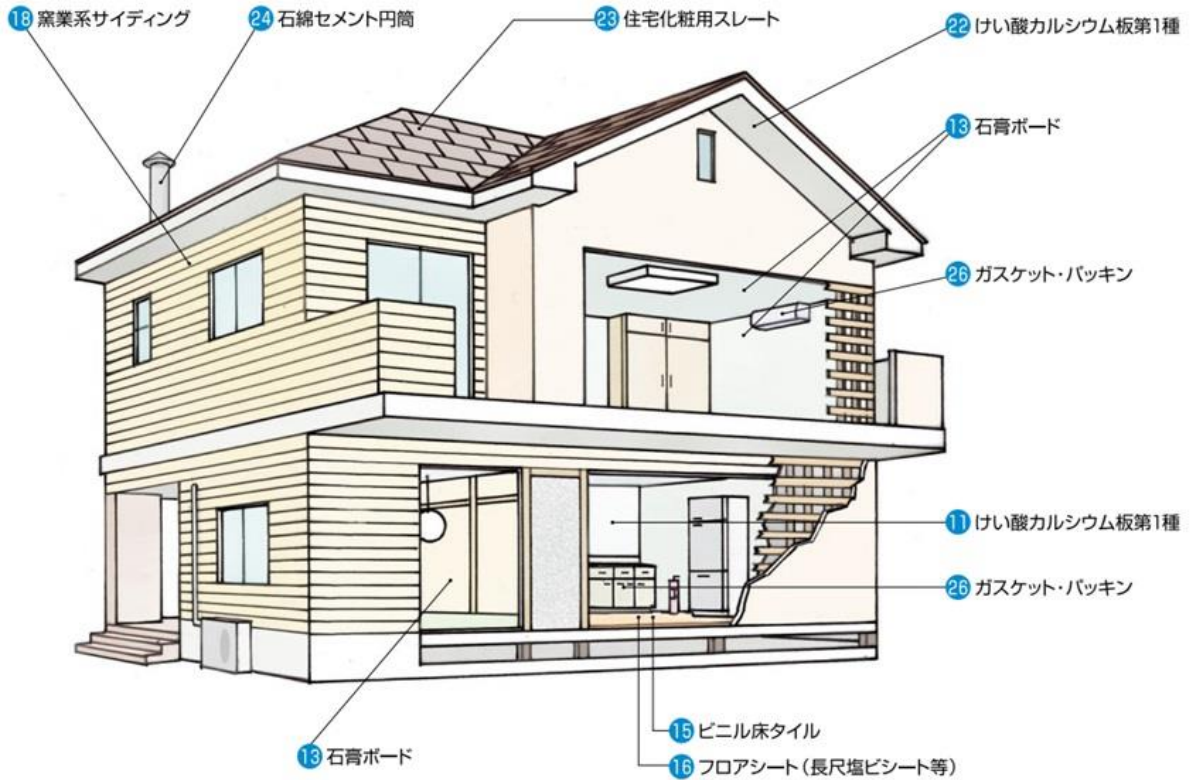
板橋区

- 石綿含有建築物等の解体等工事に関する届出
●石綿分析調査に要する費用の一部助成
(環境政策課生活環境保全係) 03-3579-2594
- 建築基準法に関する石綿の相談
(建築指導課設備審査係) 03-3579-2577
- 建設リサイクル法に関する石綿の届出書の相談
(建築指導課監察・調査係) 03-3579-2578
- 建築物における衛生的環境の確保に関する法律に関する相談
(生活衛生課建築物衛生係) 03-3579-2335
- 区所有施設の工事関係
(施設経営課) 03-3579-2581
- リフォーム工事に関する融資(金利優遇措置)
(住宅政策課住宅政策推進係) 03-3579-2186
- 板橋区産業融資制度
(産業振興課施設対策係) 03-3579-2173
- 石綿関連の健康相談・健康被害救済窓口
(予防対策課管理・公害保健係) 03-3579-2303

その他

- アスベスト問題の概要についての相談 03-5388-3493
- アスベスト対策の一般的な相談
(東京都環境局大気保全課)
- アスベストを含む産業廃棄物の処理の相談 03-5388-3586
(東京都環境局産業廃棄物対策課)
- 労災関係 03-3971-1258
(労働基準監督署・池袋)

アスベストはこんなところに使われています



- 1 吹付け石綿
- 2 石綿含有吹付けロックウール (乾式・半湿式)
- 3 石綿含有吹付けロックウール (湿式)
- 4 石綿含有パーライト吹付け
- 5 石綿含有パーミキュライト吹付け (ひる石)
- 6 石綿含有けい酸カルシウム板第2種
- 7 屋根用折版石綿断熱材
- 8 煙突石綿断熱材
- 9 石綿・けいそう土・パーライト・石綿けい酸カルシウム等各種保温材
- 10 フレキシブルボード・大平板等
- 11 けい酸カルシウム板第1種
- 12 岩綿吸音板

- 13 石膏ボード
- 14 けい酸カルシウム板第1種
- 15 ビニル床タイル
- 16 フロアシート (長尺塩ビシート等)
- 17 押出成形品
- 18 窯業系サイディング
- 19 押出成形セメント板
- 20 フレキシブルボード・石綿セメント板
- 21 スレート波板
- 22 けい酸カルシウム板第1種
- 23 住宅化粧用スレート
- 24 石綿セメント円筒
- 25 耐火二層管
- 26 ガasket・パッキン

掲示 作成例

【石綿含有吹付け材、保温材等 用】

建築物等の解体等の作業に関するお知らせ

本工事は、石綿障害予防規則第4条の2及び大気汚染防止法第18条の15第6項の規定による事前調査結果の報告^{注1}、労働安全衛生法第88条第3項（労働安全衛生規則第90条第5号の2）の規定による計画の届出及び大気汚染防止法第18条の17第1項の規定による作業実施の届出を行っております。石綿障害予防規則第3条第8項及び大気汚染防止法第18条の15第5項及び同法施行規則第16条の4第2号の規定により、解体等の作業及び建築物の特定粉じん排出等作業について以下のとおり、お知らせします。

事業場の名称： ○○○○解体工事作業所		
届出先及び届出年月日	池袋労働基準監督署 令和○年○月○日	発注者または自主施工者 氏名又は名称（法人にあっては代表者の氏名） ○○不動産株式会社 代表取締役社長 ○○ ○○
調査終了年月日	板橋区役所 令和○年○月○日	住所 東京都○○区○-○
看板表示日	令和○年○月○日	
解体等工事期間	令和○年○月○日 ~ 令和○年○月○日	
石綿除去（特定粉じん排出）作業等の作業期間	令和○年○月○日 ~ 令和○年○月○日	
調査方法の概要（調査箇所）		元請業者（工事の施工者かつ調査者）
【調査方法】	書面調査、現地調査、分析調査	氏名又は名称（法人にあっては代表者の氏名） ○○建設株式会社 代表取締役社長 ○○ ○○
【調査箇所】	建築物全体（1階～4階） ※改修等の場合は、改修等を実施するために調査した箇所を記載する。 (例) 1階機械室（改修等工事対象場所）	住所 東京都○○区○-○
調査結果の概要（部分と石綿含有建材（特定建築材料）の種類、判断根拠）		現場責任者氏名 ○○ ○○ 連絡場所 TEL 03-xxxx-xxxx
【石綿含有あり】	1階 機械室 吹付け石綿 クリソタイル 1階 機械室 保温材（石綿含有とみなし） エレベーターシャフト 吹付け石綿 クリソタイル	○○ ○○ を石綿作業主任者に選任しています。
【石綿含有なし】	○数字は右下欄の「その他の事項」を参照 1階～4階 トイレ内PS 保温材③ 1階～4階 床：ビニル床タイル③、天井：フレキシブルボード④ その他の建材④⑤	調査を行った者（分析等の実施者）
石綿除去等作業（特定粉じん排出等作業）の方法		氏名又は名称及び住所 事前調査・試料採取を実施した者 特定建築物石綿含有建材調査者 ○○環境株式会社 代表取締役社長 ○○ ○○ 氏名：○○ ○○ 登録番号 ○○○○ 住所：東京都○○区○○-○○
石綿含有建材（特定建築材料）の処理方法	除去・囲い込み・封じ込め・その他	分析を実施した者 ○○環境分析センター 代表取締役社長 ○○ ○○ 氏名：○○ ○○ 登録番号 ○○○○ 住所：埼玉県○○市○○-○○
排集機	機種・型式・設置数 ・機種：集じん・排気装置・型式：○○○-2000・設置数：○台	その他の事項
排気能力	排気能力 (m ³ /min) ○○m ³ /min（1時間あたりの換気回数4回以上）	調査結果の概要に示す「石綿含有なし」に記載された○数字は、以下の判断根拠を表す ①目視 ②設計図書 ③分析 ④材料製造者による証明 ⑤材料の製造年月日
使用するフィルタの種類及びその集じん効果	HEPAフィルタ ・捕集効率：99.97% ・粒子径：0.3μm	
使用する資材及びその種類	・湿潤用薬液：○○○○ ・固化用薬液：○○○○ ・隔離用シート（厚さ：床○mm、その他○mm） ・接着テープ等	
その他の石綿（特定粉じん）の排出又は飛散の抑制方法	(例) 吹付け層に薬液を含有する等により表面を被覆する封じ込め工法 ^{注2} (例) 板状材料で完全に覆うことにより密閉する囲い込み工法 ^{注2}	
備考：その他の条例等の届出年月日	都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（東京都環境確保条例）（令和○年○月○日板橋区役所に届出） 建設工事に関する資材の再資源化等に関する法律（建設リサイクル法）（令和○年○月○日板橋区役所に届出）	

【石綿含有成形板等 用】

建築物等の解体等の作業に関するお知らせ

本工事は、石綿障害予防規則第4条の2及び大気汚染防止法第18条の15第6項の規定による事前調査結果の報告を行っております。注）石綿障害予防規則第3条第8項及び大気汚染防止法第18条の15第5項及び同法施行規則第16条の4第2号の規定により、解体等の作業及び建築物の特定粉じん排出等作業について以下のとおり、お知らせします。

事業場の名称： ○○○○解体工事作業所		
調査終了年月日	令和○年○月○日	発注者又は自主施工者 氏名又は名称（法人にあっては代表者の氏名） ○○開発株式会社 代表取締役社長 ○○ ○○
看板表示日	令和○年○月○日	住所 東京都○○区○-○
解体等工事期間	令和○年○月○日 ~ 令和○年○月○日	
石綿除去（特定粉じん排出）作業等の作業期間	令和○年○月○日 ~ 令和○年○月○日	
調査方法の概要（調査箇所）		元請業者（工事の施工者かつ調査者）
【調査方法】	書面調査、現地調査、分析調査	氏名又は名称（法人にあっては代表者の氏名） ○○建設株式会社 代表取締役社長 ○○ ○○
【調査箇所】	建築物全体（1階～3階）	住所 東京都○○区○-○
調査結果の概要（部分と石綿含有建材（特定建築材料）の種類、判断根拠）		現場責任者氏名 ○○ ○○ 連絡場所 TEL 03-xxxx-xxxx
【石綿含有あり】	外壁 石綿含有仕上塗材 クリソタイル 1階 軒天 石綿含有けい酸カルシウム板第1種 クリソタイル 2階 事務室・会議室A 床 ビニル床タイル クリソタイル 2階 給湯室 天井 フレキシブルボード クリソタイル	○○ ○○ を石綿作業主任者に選任しています。
【石綿含有なし】	○数字は右下欄の「その他の事項」を参照 1階 倉庫 吹付けロックウール ③ 1階～3階 床：ビニル床シート⑤、壁：けい酸カルシウム板第1種：④ 天井：岩綿吸音板③ その他の建材④⑤	調査を行った者（分析等の実施者）
石綿除去等作業（特定粉じん排出等作業）の方法		氏名又は名称及び住所 事前調査・試料採取を実施した者 一般建築物石綿含有建材調査者 ○○環境株式会社 代表取締役社長 ○○ ○○ 氏名：○○ ○○ 登録番号 ○○○○ 住所：東京都○○区○○-○○
石綿含有建材（特定建築材料）の処理方法	除去・その他	分析を実施した者 ○○環境分析センター 代表取締役社長 ○○ ○○ 氏名：○○ ○○ 登録番号 ○○○○ 住所：埼玉県○○市○○-○○
特定粉じんの排出又は飛散の抑制方法	石綿含有成形板等 (例) フレキシブルボードは原形のまま取り外す。ビニル床タイルは湿潤化しながらバール等で除去を行う。石綿含有けい酸カルシウム板第1種は作業場を養生シートで養生（隔離）し、湿潤化しながらバール等で除去を行う。 石綿含有仕上塗材 (例) 剝離剤併用手工具ケレン工法。外周を養生シートで養生（隔離）し、除去を行う。	その他の事項
使用する資材及びその種類	・湿潤用薬液：○○○○ ・剝離剤：○○○○ ・養生用シート（厚さ：○mm） ・接着テープ等	調査結果の概要に示す「石綿含有なし」に記載された○数字は、以下の判断根拠を表す ①目視 ②設計図書 ③分析 ④材料製造者による証明 ⑤材料の製造年月日
備考：その他の条例等の届出年月日		
都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（東京都環境確保条例）（令和○年○月○日板橋区役所に届出） 建設工事に関する資材の再資源化等に関する法律（建設リサイクル法）（令和○年○月○日板橋区役所に届出）		

【石綿使用なし 用】

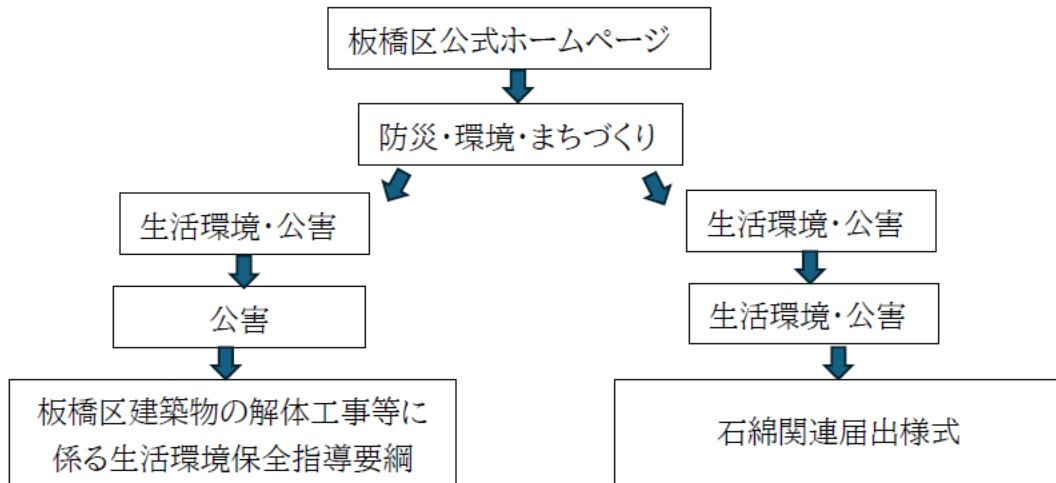
建築物等の解体等の作業に関するお知らせ

本工事は、石綿障害予防規則第4条の2及び大気汚染防止法第18条の15第6項の規定による事前調査結果の報告を行っております。(注) 大気汚染防止法、労働安全衛生法、石綿障害予防規則及び条例等に基づく調査結果をお知らせします。

事業場の名称：〇〇〇〇解体工事作業所		
調査終了年月日	令和〇〇年〇〇月〇〇日	元請業者（工事の施工者かつ調査者）
看板表示日	令和〇〇年〇〇月〇〇日	氏名又は名称（法人にあっては代表者の氏名）
解体等工事期間： 令和〇〇年〇〇月〇〇日 ~ 令和〇〇年〇〇月〇〇日		〇〇建設株式会社 代表取締役社長 〇〇 〇〇
調査方法の概要（調査箇所）		
【調査方法】 書面調査、現地調査、分析調査 ※建物の着工日で石綿含有なしを判断した場合は、書面調査のみとなる		住所
【調査箇所】 建築物全体（1階～3階）		東京都〇〇区〇ー〇
調査結果の概要（部分と石綿含有建材（特定建築材料）の種類、判断根拠）		現場責任者氏名
石綿は使用されていませんでした。（特定工事に該当しません）		〇〇 〇〇
【石綿含有なし】 〇数字は右下欄の「その他の事項」を参照 1階～3階 床：ビニル床タイル③ ビニル床シート③、天井：岩綿吸音板③、 けい酸カルシウム板第1種③ 壁：スレートボード⑤ 外壁 仕上塗材③		連絡場所 TEL
※建築物の着工日で石綿含有なしを判断した場合の例 建築物の着工日が平成18年（2006年）9月1日以降⑤		〇3-xxxxx-xxxxx
調査を行った者（分析等の実施者）		
氏名又は名称及び住所		
事前調査・試料採取を実施した者		
日本アスベスト調査診断協会登録者		
〇〇環境株式会社 代表取締役社長 〇〇 〇〇		
氏名：〇〇 〇〇 会員番号 〇〇〇〇		
住所：東京都〇〇区〇〇ー〇〇		
分析を実施した者		
〇〇環境分析センター 代表取締役社長 〇〇 〇〇		
氏名：〇〇 〇〇 登録番号 〇〇〇〇		
住所：埼玉県〇〇市〇〇ー〇〇		
その他の事項		
調査結果の概要に示す「石綿含有なし」に記載された 〇数字は、以下の判断根拠を表す ①目視 ②設計図書 ③分析 ④材料製造者による証明 ⑤材料の製造年月日		

板橋区ホームページのご案内

「板橋区建築物の解体工事等に係る生活環境保全指導要綱」や石綿関連届出様式をダウンロードすることができます



現場に備え置く事前調査の記録

(法第18条の15第3項及び第4項に規定する記録(規則第16条の8))

記載内容

- 発注者の氏名(法人の場合は、法人名と代表者氏名)又は名称及び住所
 - 解体等工事の場所
 - 解体等工事の名称及び概要
 - 事前調査を終了した年月日及び事前調査の方法
 - 解体等工事に係る建築物等の設置の工事に着手した年月日 *1
- *1 使用禁止が猶予されていたガスケット等の設置日を書面で確認した場合には、それらの材料の設置年月日
- 解体等工事に係る建築物等の概要 *2
- *2 建築物等の概要には、建築基準法に規定される情報(耐火・準耐火など)、主要構造に関する情報(RC,S,木造など)、階数や延床面積等の情報を記載
- 解体等工事が建築物等を改造し、又は補修する作業を伴う建設工事に該当するときは、当該作業の対象となる建築物等の部分 *3
- *3 事前調査を行った部分を容易に特定できる方法で記録する必要がある。図面等に表示して記録することが望ましい。
- 事前調査を行った者の氏名。事前調査を行った者が、厚生労働大臣が定める者であることを証明する書類の写し
 - 分析による調査を行ったときは、当該調査を行った箇所並びに当該調査を行った者の氏名及び所属する機関又は法人の名称
 - 解体等工事に係る建築物等部分における各建築材料が特定建築材料に該当するか否か(特定工事に該当するものとみなした場合にあっては、その旨)及びその根拠

作成例

大気汚染防止法に基づく事前調査記録

記載事項								
解体等工事の発注者の氏名又は名称	氏名又は名称 〇〇株式会社							
氏名又は名称	代表者氏名 〇〇 〇〇							
住所	住所 東京都〇〇区〇〇町1-1-1							
法人の場合は、その代表者の氏名								
解体等工事の場所	板橋区〇〇2-2-2							
解体等工事の名称	〇〇部解体工事							
解体等工事の概要	木造2階建てA/バート解体工事							
事前調査を終了した年月日	令和〇年〇月〇日							
事前調査の方法	書面調査 目視調査 製造者証明							
建築物等の設置の工事に着手した年月日	昭和〇年〇月〇日							
建築物等の概要	建築物(耐火・準耐火(その他) (木造・RC造・S造・その他) 延べ面積 〇〇㎡(2階建) その他工作物							
改造又は補修するときは、対象となる建築物等の部分								
分析による調査を行った箇所 ※分析調査を行った場合のみ記載	仕上塗材(外) 仕上塗材(じゅうく壁) けいカル板1種(キッチン壁)							
分析による調査を行った者 氏名及び所属する機関又は法人の名称 ※分析調査を行った場合のみ記載	氏名 〇〇 〇〇〇 所属機関 株式会社〇〇分析センター							
事前調査を行った者 (建築物石綿含有建材調査者等)	氏名 〇 〇〇 資格の種類 (一般) 特定 一戸建て等 その他 講習実施機関 〇〇資格研修センター							
各建築材料が特定建築材料に該当するか及びその根拠								
<建築材料の種類>	<石綿の有無>	<石綿無しと判断した根拠>						
	石綿有	みなし	石綿無	①目視	②設計図書等(4を除く。)	③分析	④建築材料製造者による証明	⑤建築材料の製造年月日
吹付け材	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
保温材	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
煙突断熱材	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
屋根用折板断熱材	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
耐火被覆材 (吹付け材を除き、けいカルシウム板第2種を含む。)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
仕上塗材	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
スレート波板	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
スレートボード	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
屋根用化粧スレート	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
けいカルシウム板第1種	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
押出成形セメント板	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
バルブセメント板	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
ビニル床タイル	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
窯業系サイディング	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
石膏ボード	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
ロックウール吸音天井板	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
その他の材料	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

洗面所床シート、へだて板、屋根用化粧スレートを有とみなす

事前調査記録には、大気汚染防止法だけではなく、石綿障害予防規則(石綿則第3条第7項)にも記載する事項が規定されています。(事業者の名称・住所・電話番号、解体等対象建築物等の構造上、目視により確認することが困難な材料の有無及び場所 など)ご確認ください。